

個人情報に記載された文書の紛失について

当支部において保管していた個人情報が記載された文書が紛失したことが判明いたしました。

これまで執務室内の探索を行ってきましたが、発見には至っておらず、誤って廃棄した可能性が高いと考えております。当該書類については、庁舎外に持ち出して使用するものではなく、誤送付も確認されておらず、現時点で個人情報の外部への流出は確認されておりません。

個人情報を適切に管理すべき立場にありながら、このような事態を招きましたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後かかることのないよう再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

(1) 紛失した文書

「共済組合等宛認定結果通知書」

地方公務員災害補償基金岐阜県支部様が作成し、公立学校共済組合岐阜支部が受領した文書です。令和 8 年 3 月中に公務災害に該当の可否が決定された方の名簿です。公務災害と認定された傷病の治療にかかる費用は、地方公務員災害補償基金様から支払われるため、治療においてマイナ保険証等を利用されていないか確認するために受領しています。

(2) 紛失した文書に含まれている個人情報

該当者の「氏名」、「組合員証番号」、「所属所名」、「災害発生日」、「認定年月日」、「傷病名」、「受診医療機関名」、「共済使用」、「認定結果」

(3) 該当者人数

23 名

(4) 文書の紛失が判明に至るまでの経緯

令和 8 年 4 月 2 日に当該書類を地方公務員災害補償基金岐阜県支部様から受領し、当共済組合執務室内で担当者が鍵の掛かる引き出しに保管していました。

6 月 18 日に、共済組合保有の診療情報にてマイナ保険証等の利用状況を確認後、帰宅しましたが、翌日当該書類が所在不明となったことが判明しました。

(5) 紛失が判明した日時

令和 8 年 6 月 19 日

2 発生原因

文書の管理体制が十分でなかったことが原因と考えています。

3 再発防止策

個人情報を含む文書の保管方法の見直しを行い、職員間での書類の受け渡し方法を統一します。また、職員の「個人情報取扱研修」、「文書事務取扱研修」を実施し、個人情報を含む文書の取扱いについて再度確認し、再発防止に全力で取り組んでまいります。